

歯科外来診療にかかる医療安全対策

1. 当病院は地域歯科診療支援病院歯科初診料にかかる施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関です。
2. 偶発症に対する緊急時の対応、医療事故対策等の医療安全対策に係る研修を修了した常勤の歯科医師が1名以上配置されています。
3. 歯科医師が複数名配置されており、かつ、歯科衛生士若しくは看護職員が1名以上配置されています。
4. 歯科の外来診療部門に医療安全管理者が配置されています。
5. 患者にとって安心して安全な歯科医療環境の提供を行うにつき下記の十分な装置・器具等を有しています。
 - (1)自動体外式除細動器(AED)
 - (2)経皮的動脈血酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)
 - (3)酸素(人工呼吸、酸素吸入用のもの)
 - (4)血圧計
 - (5)救急蘇生セット
6. 当病院は医科歯科併設の保険医療機関であり、診療における偶発的等緊急時に円滑な対応ができるよう、医科診療科との連携体制が確保されています。
7. 歯科外来診療において発生した医療事故、インシデント等を報告・分析し、その改善策を実施する体制を整備しています。
8. 当該保険医療機関の見やすい場所に、緊急時における連携体制や対応等、歯科診療に係る医療安全管理対策を実施していることを院内掲示、ウェブサイトに掲載しています。

市立豊中病院院長